

二〇〇四年地方自治関係 主要判例解説

地方自治判例研究会 柳瀬 昇

■最近の注目判例

東京都が導入した外形標準課税（いわゆる銀行税）の無効確認と課税処分取消しを求めて、納税義務者である銀行が、都及び都知事相手に提起した訴訟では、一、二審判決ともに、原告の請求を認容した。都は上告したが、平成一五年一〇月、最高裁判所で正式に和解した。また、大阪府の銀行税に対してなされた同様の訴訟でも、銀行側は、平成一六年五月に訴えを取り下げている。

公共事業をめぐるのは、徳山ダムの建設事業認定と収用裁決に対する取消訴訟及び県の負担する建設費用に対する差止訴訟（岐阜地判平成一五年一二月二六日）や、神戸空港の建設費用についての住民訴訟（神戸地判平成一六年三月三〇日）が提起されたが、いずれも原告の請求は棄却されている（いずれも控訴）。情報公開に関しては、小学校の指導要録について学習到達段階の評価など客観事実のみは開示すべきとした東京都大田区の事例（最判平成一五年一二月一日）、公務遂行に関する情報は相手方が公務員であり住所等の記載がない場合については開示すべきであるとした事例（新潟県食糧費開示訴訟Ⅱ最判平成一五年一二月二一日）、東海環状自動車道の環境影響評価準備書や原案を開示すべきであるとした事例（最判平成一六年六月二九日）、福井県職員の間わゆるカラ出張をめぐる、公開が予定されている報告書の基礎となる文書は未決裁文書であっても決裁対象と同視できれば公開の対象となるとした事例（最判平成一六年九月一〇日）など、最高裁判所は、積極的な

姿勢を示している一方で、岐阜県教育委員会による生徒の事故報告書（最決平成一五年一月七日）や東京都の知事交際費（最判平成一六年三月二日）について非開示とした事例もある。民間人の氏名については、それが法人の行為そのものと認められる場合（鹿児島県食糧費開示訴訟Ⅱ最判平成一六年二月二四日）や公表されることを予定している場合（静岡県知事交際費開示訴訟Ⅱ最判平成一六年四月一六日）を除き、原則として非開示である（大阪市食糧費開示訴訟Ⅱ最判平成一五年一月一日、岐阜県食糧費開示訴訟Ⅱ最判平成一六年一月一六日、佐賀県食糧費開示訴訟Ⅱ最判平成一六年四月八日）とするのが判例の立場である。

幌市政務調査費訴訟Ⅱ札幌高判平成一六年一〇月二〇日）がある。そのほかにも、条例に基づき山梨県知事がゴルフ場開発計画に不同意したことと裁量権の踰越または濫用があり違法であるとした事例（最判平成一六年五月二五日）、議会の議決回避目的の町による事業の分割発注を違法とした秋田県合川町の事例（最判平成一六年六月一日）、排出規制をせず水俣病の被害を拡大させたとして、国と熊本県の責任を認めたとした事例（関西水俣病訴訟Ⅱ最判平成一六年一〇月一五日）などが注目される。また、小田急線の高架による複々線化工事についての建設大臣の事業認可処分（東京高判平成一五年一二月一八日）や傾斜地の地下室マシジョンについての横浜市の建築確認処分（東京高判平成一五年一月二五日）を適法とした事例も興味深い。豊郷小学校（滋賀県豊郷町）の校舍改築費用の支出の差止めが認められた事例（大津地判平成一五年一二月二二日、控訴）、市立中学校の校内で生徒が死亡した事故に関して、市にいじめについての適切な教育的配慮を怠るなどの過失は認められな

議会の政務調査費に関しては、不当使用の返還を求める住民訴訟が各地で提起されているが、調査研究活動のために使ったことの立証がないことを理由に返還を命じた事例（札

配慮を怠るなどの過失は認められな

いとされた事例（山形マット死民事訴訟控訴審判決Ⅱ仙台高判平成一六年五月二八日、上告）、職場での受動喫煙について対策を講じなかった東京都江戸川区の安全配慮義務違反を認め、慰謝料の支払いを命じた事例（東京地判平成一六年七月二日、確定）なども議論を呼んだ。景観は行政施策によって保護されるべきであり、住民には景観の維持を求める具体的な利益はないとした判決（国立マンション訴訟控訴審判決Ⅱ東京高判平成一六年一〇月二七日）に対しては、賛否が分かれている。

◆**国土道事業認定・収用裁決取消訴訟**（東京地判平成一六年四月二二日）・**同代執行手続等執行停止訴訟**（東京地決一五年一〇月三日、東京高決平成一五年一二月二五日、最決平成一六年三月一六日）

都心部の渋滞を緩和する目的で建設が進められている首都圏中央連絡自動車道（圏央道）に関して、東京都収用委員会は、あきる野インターチェンジ（IC）周辺の未買収地の収用裁決を行った。これに対して、地権者らが、建設大臣による事業認

定及び収用委員会による収用裁決の取消しと、収用委員会及び行政代執行庁である東京都知事による代執行手続等の執行停止を求めた。

執行停止については、東京地方裁判所は、原告の請求を認める決定をしたが、これを不服とする被告らが抗告した。東京高等裁判所は、執行停止は公共の福祉に重大な影響を及ぼすとして、地裁決定を取り消し、最高裁判所も、高裁決定を支持した。本案については、東京地方裁判所は、そもそも圏央道自体が必要なく、また、ICの設置も必要ないなどとして、事業認定と収用裁決を取り消した（原告らは控訴した）。

なお、本案の一審判決が出された後に、原告が再び代執行手続等の執行停止を求める訴訟を提起したが、東京地方裁判所は、却下している（東京地決平成一六年四月二六日）。

◆**生活保護費減額処分取消訴訟・同国家賠償請求訴訟**（最判平成一六年三月一六日）

生活保護費を子どもの高校進学のための学資保険に積み立て貯蓄した受給者が、その満期保険金の一部が、

収入と認定され、福岡市東福祉事務所長により、生活保護費の減額変更処分を受けた。そこで、受給者及びその子らは、福祉事務所長に対して同処分の取消しを、また、福岡市及び国に対して国家賠償を求める訴訟を提起した。東京地方裁判所は、受給者本人が死亡したことにより、子らには原告適格がないとして訴えを却下したが、控訴審の東京高等裁判所では、減額処分の取消しについては請求が認められた。

最高裁判所は、最低限度の生活を維持しつつ、子どもの高校修学のための費用を蓄えることは生活保護法の趣旨に反しないなどとして、減額処分を取り消した控訴審判決を支持し、原告の請求を認容した。損害賠償請求については、一、二審判決と同様、原告の請求を棄却した。

◆**佐賀市議会選挙無効裁決取消訴訟**（福岡高判平成一五年一二月四日、最決平成一六年三月三〇日）

平成一五年四月に行われた佐賀市議会議員選挙で、佐賀市選挙管理委員会が、投票所内の掲示に、無所属と届け出ていた候補者Aの党派をB

党と誤って記載した。Aは最下位当選者と一票差の次点で落選した。

その後、Aは、市選管に本件選挙の効力及び当選に関する異議の申出をしたが、市選管が各申出を棄却したため、佐賀県選挙管理委員会に対して審査の申出をした。県選管は、この誤記がAの当落に影響した可能性があるとして、公職選挙法二〇五条により、選挙無効の裁決をした。これに対して、同市議会議長が、再選挙するほどの瑕疵はないとして、県選管を相手に提起したが、本件選挙無効裁決取消請求訴訟である。

第一審の福岡高等裁判所は、所属党派は有権者の投票意思を左右する重要な要素であり、誤記がなければ結果が変わった可能性があるとして、原告の請求を棄却した。最高裁判所も、高裁判決を支持し、選挙無効が確定した。

なお、再選挙では、立候補届出数が選挙すべき議員の数を超えなかったため、投票は行われなかった。

◆**田中康夫氏住所決定取消訴訟・同選挙人名簿登録抹消訴訟**（長野地判平成一六年六月二四日）

長野県長野市に在住のAは、政策的に共鳴できる自治体に住民税を納めたいなどと述べ、同県泰阜村に住民票を移した。そこで、長野市長は、勤務や生活の実態からAの住所は長野市にあるとして、住民台帳法三三条二項に基づき、Aの住所の決定を長野県知事に求めた。これに対して、

知事は、Aの生活の本拠としての実態は長野市にも泰阜村にもあるが、A本人の居住意思を尊重して、Aの住所は泰阜村にあると決定した。これを不服とする市長は、Aが自らの恣意で住所を決定すべくわざかな居住実態を仮装して生活実態のない場所に住民登録を行ったとして、知事の決定の取消しを求める訴訟を長野地方裁判所に提起した（現在、係争中である）。

その後、Aは長野市と泰阜村の両方の選挙人名簿に登録されている状態が続いていたが、長野市の住民Bらは、泰阜村選挙管理委員会に対してAの選挙人名簿からの登録抹消を求める異議申出を行った。しかし、村選管はBらの申出を棄却した。そこで、Bらは、この棄却決定の取消しを求めて提訴した。

選挙人名簿登録抹消請求訴訟について、長野地方裁判所は、Aの生活の本拠は泰阜村に移転したとは認められず、村選管がAを選挙人名簿に登録したのは誤りであるとして、村選管の決定の取消しを命じた（訴訟参加したAが上告した）。しかしながら、この判決にもかかわらず、Aは、上告するか否かについての村選管の意思が定まっていなかった六月二七日、参議院議員選挙の期日前投票を泰阜村で行った。

なお、Aと知事は同一人物である。

◆デザイン博施設売却住民訴訟（最判平成一六年七月一三日）

名古屋市は、同市で開催された世界デザイン博覧会で使用された施設や備品を、財団法人世界デザイン博覧会協会から購入する契約を締結した。この契約が、博覧会協会の赤字を回避する目的でなされたものであり、また、契約当時の同市長が協会の会長を務めており、民法一〇八条で禁じられる双方代理に当たり、違法であるとして、住民らが代金の返還を求める住民訴訟を提起した。

最高裁判所は、一、二審判決同様、

契約が協会の赤字回避目的で締結されたものであると認め、市と協会とは準委任的な関係にあると解することができるので、契約に市長の裁量権の逸脱・濫用があるとした二審判決を破棄し、審理を名古屋高等裁判所に差し戻した。

■今後注目される裁判

国の政策の可否をめぐり、地方公共団体が原告となり訴訟を提起したものとして、東京都杉並区による住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）訴訟や、神奈川県逗子市による米軍池子住宅追加建設計画無効確認訴訟が、社会的に議論を呼んでいる。

前者は、住基ネットへの接続についての「区民選択方式」の導入を求めている杉並区が、希望する区民のみの情報を送信しても都に受信する義務があることの確認と、区民意向調査費など区が負担した住基ネット関連費用の損害賠償を求めて国と都を相手に提起した訴訟である。

後者は、逗子市と横浜市にまたがる米軍池子住宅地区（池子の森）について、平成六年に国と神奈川県と逗子市が追加建設をしないと三

者合意（横浜市は合意していない）を行ったが、その後、横浜市域に追加建設計画が立てられたことに対して、逗子市が、本件計画は無効であり、追加建設をしてはならないことなどの確認を求めた訴訟である。

いずれも、現在、係争中である。また、東京都に保健師として採用された在日韓国人女性（日本国籍を有しないこと）を理由に管理職選考の願書を受け付けられなかったことが憲法一四条などに違反すること、都を相手に、受験資格を有することの確認と、受験できなかったことによる損害賠償を求めた訴訟の上告審判決が出される見込みである。

第一審の東京地方裁判所では請求が棄却されたものの、控訴審の東京高等裁判所は、管理職の中でも外国人の任用が許される職種もあり、一切受験を認めないのは違憲であるとして、損害賠償請求を認容した（ただし、試験が実施済みで確認の利益がないので、受験資格の確認については請求を棄却した）。

最高裁判所が外国人の公務就任権について初めて憲法判断を示すことが予想され、大変に注目される。